

地域再生可能エネルギー活用による「那須塩原市地域循環共生圏」構築支援業務

仕様書

1 業務名称

地域再生可能エネルギー活用による「那須塩原市地域循環共生圏」構築支援業務

2 目的

那須塩原市では、地域と調和しつつ、地域の再生可能エネルギーを地域で活用することにより、地域内でエネルギーを自給し、災害等への対応力を強化するとともに、地域内で経済を循環、雇用を創出する地域循環共生圏を確立し、地域課題の同時解決を図り、市民が「ここに住んでいれば安心」、「ここに住んでいれば生き延びられる」と実感できる「持続可能なまち那須塩原市」の構築を目指している。

上記構想を実現するため、本市特有の地域課題を解決する地域再生可能エネルギーの活用可能性について、費用対効果を含め検証するとともに、構想の実現に向けた市民への意識啓発及び関係者の合意形成を図り、本市にとって最適な地域循環共生圏の提案を行うことを本業務の目的とする。

3 業務内容

本業務においては、次の地域課題及び課題解決の構想を踏まえ、以下の（１）～（７）を実施すること。

【本業務における地域課題】

- ・ エネルギー代金等の域外流出
- ・ 未利用の家畜ふん尿、食品廃棄物等
- ・ 家畜ふん尿による環境汚染
- ・ 森林の適正管理の不足
- ・ 遊休農地（耕作放棄地）の増大
- ・ 太陽光発電と地域との調和
- ・ 未利用の小水力
- ・ 未利用の温泉熱

【課題解決の構想】

- ・ 家畜ふん尿、生ごみ・食品残渣、木質・草本等のバイオマス資源の収集・加工拠点であるバイオマスステーション構築
- ・ バイオマスステーションにおけるメタンガス発電及び余熱を活用した木質・草本バイオマス燃料製造
- ・ 木質・草本バイオマスによる電力及び熱の供給
- ・ 遊休農地の有効活用、畜糞由来の堆肥の有効活用
- ・ 地域の多様な再生可能エネルギーを活用し、地域と調和したエネルギーの地産

地消の推進

- ・家畜ふん尿、生ごみ・食品残渣、木質・草本等のバイオマス資源による発電に加え、太陽光発電、小水力発電等を活用した地域新電力会社による電力の地産地消の実現

(1) 調査全体に共通する事項

ア 市内の課題と経済影響の分析

市内の畜産業や農業といった産業における課題及びこれらに係るエネルギー収支など現状を把握すること。

イ 全体スキームの検討

本業務の全体的な枠組みを検討すること。

(2) 地域再生可能エネルギーの活用可能性調査

地域再生可能エネルギーの活用可能性調査に当たっては、本市の地域課題等についての把握・分析、既存の再生可能エネルギーのポテンシャルの整理、調達可能な低炭素電源の調査（調達先）、先進事例調査等を含めたものとする。

ア 家畜ふん尿、生ごみ・食品残渣等のバイオマス資源によるバイオガス発電及び熱利用の事業可能性調査

イ 木質・草本バイオマスの利用可能性調査

ウ 小水力の利用可能性調査

エ 太陽光の利用可能性調査

オ 温泉熱の利用可能性調査

(3) 地域の需要先の可能性調査

ア 公共施設、民間施設における電力及び熱需要調査

対象施設の電力及び熱のエネルギー源を地域再生可能エネルギーに置き換えた場合の事業効果等を含めて調査すること。

イ 木質・草本バイオマスによる熱電併給(CHP)の導入可能性調査

(4) 市民への周知啓発

構想の実現に向け、再生可能エネルギー活用について市民の理解を深めるために必要な情報や知見等の周知を図る事業を行うこと。

(5) 地域の関係者との合意形成

地域循環共生圏の実現性を確実なものとするために、地域の関係者との合意形成を図る事業を行うこと。

(6) 地域新電力会社の事業性評価

(1)～(5)を踏まえ、地域新電力の先進事例を調査し、本市に最適な地域新電力の事業スキーム提案及び事業性評価を行うこと。

(7) 地域循環共生圏の提案

(1)～(6)を踏まえ、本市にとって実現可能かつ最適な地域循環共生圏の提案を行うこと。

4 履行期間

契約締結の翌日から令和3年2月26日までとする。

5 履行場所

那須塩原市内ほか

6 委託上限額

本事業に係る委託料の総額は、12,958,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

7 成果物

- (1) 事業実施報告書 15部
- (2) 事業実施報告書（概要版） 20部
- (3) 打合せ記録、調査結果及び活用したデータ等 一式
- (4) 上記（1）から（3）の電子データを保存したCD-R 1枚

8 その他

- (1) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (3) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受注者の責任において対処すること。
- (4) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により事業を実施するものとする。